

条

例

議案第 6 号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年12月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
NPO法人えがおサポート	米子市新開六丁目11-16	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

5 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年12月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(74) 略 (75) 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施 1件につき<u>6,400円</u> (76)～(265の3) 略 (265の4) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病（次号において「特定疾病」という。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するたため依頼を受けて行う検査に限る。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table border="1" data-bbox="1166 1142 1337 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="1166 1142 1220 1877">区分</th><th data-bbox="1220 1142 1337 1877">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 1142 1265 1877">1 略</td><td data-bbox="1220 1142 1337 1877" rowspan="2">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="1265 1142 1337 1877">2 コイ春ウイルス血症</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 略	略	2 コイ春ウイルス血症	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(74) 略 (75) 調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施 1件につき<u>6,100円</u> (76)～(265の3) 略 (265の4) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病（次号において「特定疾病」という。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するたため依頼を受けて行う検査に限る。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 <table border="1" data-bbox="1166 315 1337 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="1166 315 1220 1048">区分</th><th data-bbox="1220 315 1337 1048">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 315 1265 1048">1 略</td><td data-bbox="1220 315 1337 1048" rowspan="2">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="1265 315 1337 1048">2 コイ春ウイルス血症</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 略	略	2 コイ春ウイルス血症
区分	金額										
1 略	略										
2 コイ春ウイルス血症											
区分	金額										
1 略	略										
2 コイ春ウイルス血症											

(1) 略	略
(2) 略	略

(265の5) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>アユのエドワジエラ・イクタリリ感染症の検査</u>	<u>1回につき</u> <u>20,200円</u>
3 略	略

(265の6)～(327) 略

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面、同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それ

(1) 略	略
(2) <u>間接蛍光抗体法検査</u>	<u>1回につき</u> <u>13,500円</u>
(3) 略	略

(265の5) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 略	略

(265の6)～(327) 略

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。）の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

それぞれに定める額

ア～ウ 略

(329) 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 都道府県提出文書を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

イ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき30円

ウ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円

2 略

ア～ウ 略

2 略

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改		正	後	改		正	前
別表（第7条関係） 1 給水料金				別表（第7条関係） 1 給水料金			
日野川工業用水道	区分		金額	日野川工業用水道	区分		金額
	1	米子市石州府工業団地に係る区域	基本料金 基本使用水量1立方メートルにつき 55円		1	米子市石州府工業団地に係る区域	基本料金 基本使用水量1立方メートルにつき 50円
			特料金 特定使用水量1立方メートルにつき 55円（特別の理由があるときは、55円以下で知事が別に定める額）				特料金 特定使用水量1立方メートルにつき 50円（特別の理由があるときは、50円以下で知事が別に定める額）

	超過料 金	超過使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>110円</u>
2	基本料 金	基本使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>23円</u>
1	特定料 金	特定使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>23円</u> (特別の理由 があるときは、 23円以下で知 事が別に定め る額)
略			

備考 略

2 略

	超過料 金	超過使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>100円</u>
2	基本料 金	基本使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>20円</u>
1	特定料 金	特定使用水 量 1 立方 メートルに つき	<u>20円</u> (特別の理由 があるときは、 20円以下で知 事が別に定め る額)
略			

備考 略

2 略

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改		正		後		改		正		前	
別表第 1（第 5 条関係）						別表第 1（第 5 条関係）					
1・2 略						1・2 略					
3 生殖補助医療料						3 生殖補助医療料					
略			区分			略			金額		
妊孕性 温存法			略			略					
			胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新			胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新			1 件につき 1 年ごとに 13, 200 円		
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術						ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術					
1 回につき 24, 000 円						1 回につき 24, 000 円					
膜構造を用いた生理学的精子選択術						膜構造を用いた生理学的精子選択術					
1 回につき 27, 000 円						1 回につき 27, 000 円					
4・5 略						4・5 略					

6 特別入院施設料

区分	金額（1床1日につき）	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外資産の譲渡に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	略
略	丙	6,000円
	6,600円	

7～11 略

備考

1 略

2 無痛分べんの場合における分べん料の額は、2の表により算定した分べん1回の金額に9万円を加算した額とする。

3 略

4 略

6 特別入院施設料

区分	金額（1床1日につき）	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外資産の譲渡に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	略
略	丙	5,000円
	5,500円	

7～11 略

備考

1 略

2 略

3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条中鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第328号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定 令和8年1月1日
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第265号の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請について適用し、施行日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している日野川工業用水道の供給で、施行日から令和8年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る給水料金については、第2条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に鳥取県立中央病院の施設の使用を開始し、施行日以後引き続き使用する場合は、第3条の規定による改正後

の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の6の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

そ の 他

議案第 8 号

財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画関連用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西三丁目 3 1 5 番ほか 5 0 筆	10,284.87 平方メートル

2 相 手 方

鳥取市湖山町西四丁目 1 1 0 番地 5

鳥取空港ビル株式会社

3 貸 付 期 間

令和 7 年 12 月 23 日から令和 27 年 12 月 22 日まで

4 理 由

県が策定した鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画の目標達成に向け、同空港の運営権者である鳥取空港ビル株式会社が同空港滑走路西側の未利用県有地の一部を活用して

太陽光発電事業を行うため、当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第9号

鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

次のとおり鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部を変更することについて、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（平成19年鳥取県条例第12号）第5条において準用する同条例第4条の規定により、本議会の承認を求める。

令和7年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

鳥取県建設工事等入札制度基本方針（平成19年3月14日制定）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前

第2 適正な競争性の確保 ○ 略 ○ 略 1 競争入札に関すること ○ 略 ○ 略 ○ 略 (1) 建設工事に係るもの ○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。 ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を	第2 適正な競争性の確保 ○ 略 ○ 略 1 競争入札に関すること ○ 略 ○ 略 ○ 略 (1) 建設工事に係るもの ○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。 ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を
第2 適正な競争性の確保 ○ 略 ○ 略 1 競争入札に関すること ○ 略 ○ 略 ○ 略 (1) 建設工事に係るもの ○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。 ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を	第2 適正な競争性の確保 ○ 略 ○ 略 1 競争入札に関すること ○ 略 ○ 略 ○ 略 (1) 建設工事に係るもの ○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。 ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を

行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
400万円未満	随意契約	無
400万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有
特例政令第3条第1項の規定により	一般競争入札	有

行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有
特例政令第3条第1項の規定により	一般競争入札	有

総務大臣が定める 特定役務のうち建 設工事の調達契約 に係る基準額以上	総務大臣が定める 特定役務のうち建 設工事の調達契約 に係る基準額以上
イ 略 ウ 略 エ 略	イ 略 ウ 略 エ 略
(2) 測量等業務に係るもの	(2) 測量等業務に係るもの
○ 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。	○ 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。
ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額（測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。	ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額（測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。
ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入	ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入

札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
200万円未満	随意契約	無
200万円以上特例 政令第3条第1項 の規定により総務 大臣が定める特定 役務のうち建築の ためのサービス、 エンジニアリング ・サービスその他 の技術的サービスの 調達契約に係る 基準額未満	制限付一般競争入札	有
特例政令第3条第 1項の規定により 総務大臣が定める 特定役務のうち建 築のためのサービ	一般競争入札	有

札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
100万円未満	随意契約	無
100万円以上特例 政令第3条第1項 の規定により総務 大臣が定める特定 役務のうち建築の ためのサービス、 エンジニアリング ・サービスその他 の技術的サービスの 調達契約に係る 基準額未満	制限付一般競争入札	有
特例政令第3条第 1項の規定により 総務大臣が定める 特定役務のうち建 築のためのサービ	一般競争入札	有

ス、エンジニアリング・サービスの他の技術的サービスの調達契約に係る基準額以上	ス、エンジニアリング・サービスの他の技術的サービスの調達契約に係る基準額以上
イ 略 2・3 略	イ 略 2・3 略
附 則 1 この変更は、令和8年4月1日から施行する。 2 変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、令和8年4月1日以降に県が発注する建設工事等の入札について適用し、同日前に発注した建設工事等の入札については、なお従前の例による。	

議案第10号

事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥

取県立美術館）についての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1 事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	15,380,663,493円		1 事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	15,336,639,806円	

議案第111号

事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業）の締結について

ての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所鞆町庁舎整備等事業）の締結についての議決（令和3年3月26日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
4	契 約 金 額	<u>1,691,084,958円</u>	4	契 約 金 額	<u>1,675,664,248円</u>

議案第 1 2 号

当せん金付証票の発売について

次のとおり当せん金付証票を発売することについて、当せん金付証票法（昭和 2 3 年法律第 1 4 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

発売総額 5 3 億円以内

これは、令和 8 年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県の発売額である。

議案第 13 号

令和 6 年度決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,230円です。